

新旧対照表

○給水装置工事設計施行基準・解説

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">給水装置工事設計施行基準・解説</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年10月1日</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>神奈川県営上水道条例第15条第2項に定める工法、工期その他の条件、及び第16条に定める給水管、給水用具の構造、材質の指定については、本基準によるものとします。 また、本基準は水道法、条例の改正等により適宜改正しますので、内容については最寄りの営業所に確認してください。</p> </div> <p style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p>	<p style="text-align: center;">給水装置工事設計施行基準・解説</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>神奈川県営上水道条例第15条第2項に定める工法、工期その他の条件、及び第16条に定める給水管、給水用具の構造、材質の指定については、本基準によるものとします。 また、本基準は水道法、条例の改正等により適宜改正しますので、内容については最寄りの営業所に確認してください。</p> </div> <p style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p>	<p>(注) 軽微な字句等の変更は、対照表に記載されていません。</p>

第3章 給水装置工事の基本計画

3・1 基本計画

給水装置工事の基本計画は、基本調査、給水方式及び計画使用水量の決定、給水管の管種・口径の決定、給水用具の選定等からなり、給水装置が所期の目的を達成し、機能を発揮できるか否かを判断する重要な事項である。

1～5 (略)

6 口径75mm以上(S50形含む)の給水装置工事を施行する場合は、「水道工事標準仕様書」及び参考資料「口径75mm以上の配管について」または参考資料「S50形ダクタイル鋳鉄管の配管について」によるものとし、営業所と打ち合わせることを。

以下 (略)

3・16 給水装置材料

3・16・1～2 (略)

3・16・3 指定範囲における材料の選定

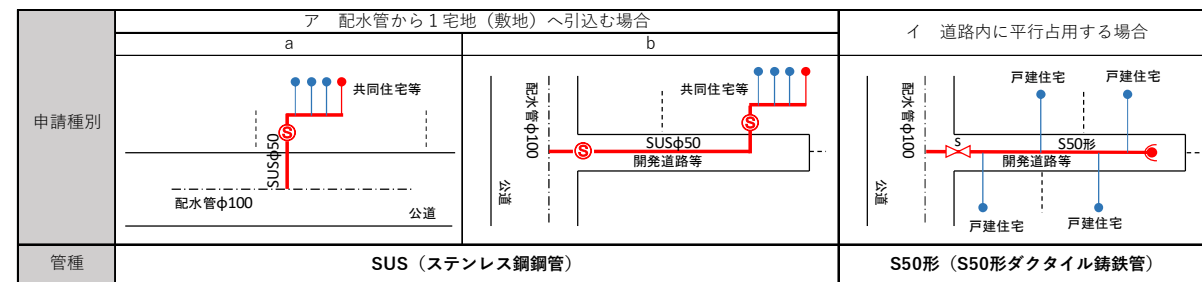
(1) (略)

(2) 口径50mmの給水装置

ア 配水管から1宅地(敷地)へ引込む場合は、ステンレス鋼管を使用すること。使用材料等の詳細については、表3-16-2から3-16-5によること。
 なお、宅地内に限り口径40mmの使用を認める。

イ 道路に平行占用する場合は、S50形ダクタイル鋳鉄管を使用すること。使用材料等の詳細については、「水道工事標準仕様書」及び参考資料「S50形ダクタイル鋳鉄管の配管について」によること。

図3-16-7 φ50mmの布設例



(3) 口径25mm以下の給水装置

口径25mm以下の給水管については、ステンレス鋼管を使用すること。使用材料等の詳細については、表3-16-2から3-16-5によること。
 なお、宅地内に限り口径13mmの使用を認める。

表3-16-2 管類・継手類

分類	呼び径	規格	適用
水道用ステンレス鋼管	13, 20, 25, 40, 50	JWWA G 115 のステンレス鋼管 B (SUS316)	JWWA 認証登録品
水道用波状ステンレス鋼管	13, 20, 25, 40, 50	JWWA G 119 の波状管 B (SUS316)	JWWA 認証登録品
水道用ステンレス鋼管継手(ソケット、エルボ、チーズ、キャップ、分水栓用プラグ等)	13, 20, 25, 40, 50	JWWA G 116 (プレス式、伸縮可とう式)	JWWA 認証登録品
絶縁フレキシブル継手	13, 20, 25, 40, 50	-	JWWA 認証登録品で、フレキチューブの材質が SUS316 のもの

第3章 給水装置工事の基本計画

3・1 基本計画

給水装置工事の基本計画は、基本調査、給水方式及び計画使用水量の決定、給水管の管種・口径の決定、給水用具の選定等からなり、給水装置が所期の目的を達成し、機能を発揮できるか否かを判断する重要な事項である。

1～5 (略)

6 口径75mm以上(S50形含む)の給水装置工事を施行する場合は、「水道工事標準仕様書」及び参考資料「口径75mm以上の配管について」によるものとし、営業所と打ち合わせることを。

3・16 給水装置材料

3・16・1～2 (略)

3・16・3 指定範囲における材料の選定

(1) (略)

(2) 口径50mmの給水装置

道路内に平行占用する場合は、口径50mmの管については、S50形ダクタイル鋳鉄管を使用すること。また、配水管から宅地内へ引き込む場合、ステンレス鋼管を使用すること。

(3) 口径25mm以下の給水装置

口径25mm以下の給水管については、ステンレス鋼管を使用すること。
 ※宅地内に限り口径13mm及び40mmの使用を認める。なお、口径50mm以下(S50形ダクタイル鋳鉄管を除く。)の詳細は次のとおりとする。

ア 管類・継手類

分類	呼び径	規格	適用
水道用ステンレス鋼管	13, 20, 25, 40, 50	JWWA G 115 のステンレス鋼管 B (SUS316)	JWWA 認証登録品
水道用波状ステンレス鋼管	13, 20, 25, 40, 50	JWWA G 119 の波状管 B (SUS316)	JWWA 認証登録品
水道用ステンレス鋼管継手(ソケット、エルボ、チーズ、キャップ、分水栓用プラグ等)	13, 20, 25, 40, 50	JWWA G 116 (プレス式、伸縮可とう式)	JWWA 認証登録品
絶縁フレキシブル継手	13, 20, 25, 40, 50	-	JWWA 認証登録品で、フレキチューブの材質が SUS316 のもの

新			
既設管継手類	13, 20, 25, 40, 50		JWWA 認証登録品

以下（略）

表 3-16-3 分岐用類

分類	取出呼び径	本管呼び径	規格	適用
絶縁型サドル付分水栓	20, 25, 50	50~350	JWWA B 139（水道用ステンレス製サドル付分水栓）もしくはその準拠品	型式承認したものであること
サドル付分水栓	20, 25, 50	400	JWWA B 117（水道用サドル付分水栓）もしくはその準拠品	型式承認したものであること
不断水式割 T 字管	50	50~	-	型式承認したものであること

以下（略）

表 3-16-4 弁栓類

分類	呼び径	規格	適用
メーターバルブ	13, 20, 25, 40, 50	JWWA B 108（ボール止水栓、伸縮型）もしくはその準拠品	JWWA 認証登録品
乙止水栓	13, 20, 25, 40, 50	JWWA B 140（水道用ステンレス製ボール止水栓）の B-SSP、B-G、もしくはその準拠品	JWWA 認証登録品
埋設用青銅仕切弁	13, 20, 25, 40, 50	-	JWWA 認証登録品で、右回し止め丸ハンドル（樹脂製ハンドルは不可）、弁本体は青銅製、接合形式はねじ式とする

以下（略）

表 3-16-5 弁栓用筐蓋類

分類	規格	適用
水道用ネジ式仕切弁筐（鉄蓋一体）	JWWA B 110 の A 形 1 号、2 号、もしくは神奈川県水ネジ式仕切弁仕様書	鉄蓋一体型
宅内用止水栓筐	-	鉄蓋もしくは樹脂蓋一体型

以下（略）

旧			
既設管継手類	13, 20, 25, 40, 50		JWWA 認証登録品

イ 分岐用類

分類	取出呼び径	本管呼び径	規格	適用
絶縁型サドル付分水栓	20, 25, 50	50~350	JWWA B 139（水道用ステンレス製サドル付分水栓）もしくはその準拠品	型式承認したものであること
サドル付分水栓	20, 25, 50	400	JWWA B 117（水道用サドル付分水栓）もしくはその準拠品	型式承認したものであること
不断水式割 T 字管	50	50~	-	型式承認したものであること

ウ 弁栓類

分類	呼び径	規格	適用
メーターバルブ	13, 20, 25, 40, 50	JWWA B 108（ボール止水栓、伸縮型）もしくはその準拠品	JWWA 認証登録品
乙止水栓	13, 20, 25, 40, 50	JWWA B 140（水道用ステンレス製ボール止水栓）の B-SSP、B-G、もしくはその準拠品	JWWA 認証登録品
埋設用青銅仕切弁	13, 20, 25, 40, 50	-	JWWA 認証登録品で、右回し止め丸ハンドル（樹脂製ハンドルは不可）、弁本体は青銅製、接合形式はねじ式とする

エ 弁栓用筐蓋類

分類	規格	適用
水道用ネジ式仕切弁筐（鉄蓋一体）	JWWA B 110 の A 形 1 号、2 号、もしくは神奈川県水ネジ式仕切弁仕様書	鉄蓋一体型
宅内用止水栓筐	-	鉄蓋もしくは樹脂蓋一体型

新	旧	備考
<p>第4章 手続き</p> <p>4・1 給水装置工事の<u>申込み</u>・申請等</p> <p>4・1・1 <u>申込み</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>申込者は、「給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書（以下「申請書」という。）」により給水装置工事の施行、工事に係る申請及び諸費用の支払その他の手続きを工事事業者に委任し、管理者へ申込みこと。</u></p> <p>2 <u>工事及び寄附の申込みにあつては、申込者が記名すること。</u></p> <p>3 <u>申込みは、当該給水装置工事場所を所管する営業所に行う。</u></p> </div> <p>[解説]</p> <p>1について；</p> <p><u>(1) 諸費用とは、条例第48条（手数料）、第17条（工事費）及び第47条（水道利用加入金）をいう。</u></p> <p><u>(2) 諸費用の支払その他の手続きとは、諸費用の支払い及び当該給水装置工事の施行に係る一切の手続きをいう。</u></p> <p>2について； <u>申込者が記名する欄は、4・1・5 記載の方法を参照すること。</u> <u>なお、記名とは氏名を記載することを言い、印刷やゴム印等によるもの他自筆も含む。</u></p> <p>4・1・2 申請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 工事事業者は、申込者から給水装置工事の依頼を受け、施行しようとするときは、<u>申請書に設計図その他必要な書類を添えて</u>管理者に申請し、あらかじめ設計について審査を受け、施行について承認を受けなければならない。</p> <p>2 申請書の受付、設計審査、施行承認等は、当該給水装置工事場所を<u>所管</u>する営業所が行う。</p> </div> <p>[解説]</p> <p>1について；</p> <p>(1) 申請書<u>及び設計図</u>は管理者指定の用紙を使用すること。</p> <p>(2) <u>その他必要な書類</u>は、4・1・6「<u>その他必要な書類</u>」を参照すること。</p> <p>2について；</p> <p>(1) 各営業所の<u>所管する給水</u>区域は、参考資料「給水装置工事の手続き」を参照すること。</p> <p>以下（略）</p> <p>4・1・4 <u>申請書及び設計図</u>の記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請書<u>及び設計図</u>は、将来にわたり当該給水装置の維持管理等に活用されるものであり、営業所に<u>永年</u>保存される。よって、次の事項に留意し、太線枠内の該当項目を明確かつ容易に判読できるよう記入<u>すること。</u></p> <p>1 申請書の記入については、黒のインクで楷書にて記載すること。</p> <p><u>2 設計図の記入については、4・2・1「設計図の作成」によること。</u></p> <p><u>3 申請書及び設計図（写しは除く）は、剥離等を防止するため、修正液の使用及び切り貼り等はしないこと。</u></p> </div>	<p>第4章 手続き</p> <p>4・1 給水装置工事の申請等</p> <p>4・1・1 申請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 工事事業者は、申込者から給水装置工事の依頼を受け、施行しようとするときは、<u>給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書（以下「申請書」という。）に必要な関係図書を添えて</u>管理者に申請し、あらかじめ設計について審査を受け、施行について承認を受けなければならない。</p> <p>2 申請書の受付、設計審査、施行承認等は、当該給水装置工事場所を<u>管轄</u>する営業所が行う。</p> </div> <p>[解説]</p> <p>1について；</p> <p>(1) 申請書は管理者指定の用紙を使用すること。</p> <p>(2) <u>必要な関係図書</u>は、4・1・5「<u>添付書類</u>」を参照すること。</p> <p>2について；</p> <p>(1) 各営業所の<u>管轄</u>区域は、参考資料「給水装置工事の手続き」を参照すること。</p> <p>4・1・3 申請書の記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請書は、将来にわたり当該給水装置の維持管理等に活用されるものであり、営業所に<u>永久</u>に保存される。よって、次の事項に留意し、太線枠内の該当項目を明確かつ容易に判読できるよう記入し、<u>申し込むこと。</u></p> <p>1 申請書の記入については、黒のインクで楷書にて記載すること。</p> <p>2 剥離等を防止するため、修正液の使用及び切り貼り等はしないこと。</p> </div>	

新

(設計図様式1)

管網図	㉓	案内図	㉔
(方眼)			
㉕			

旧

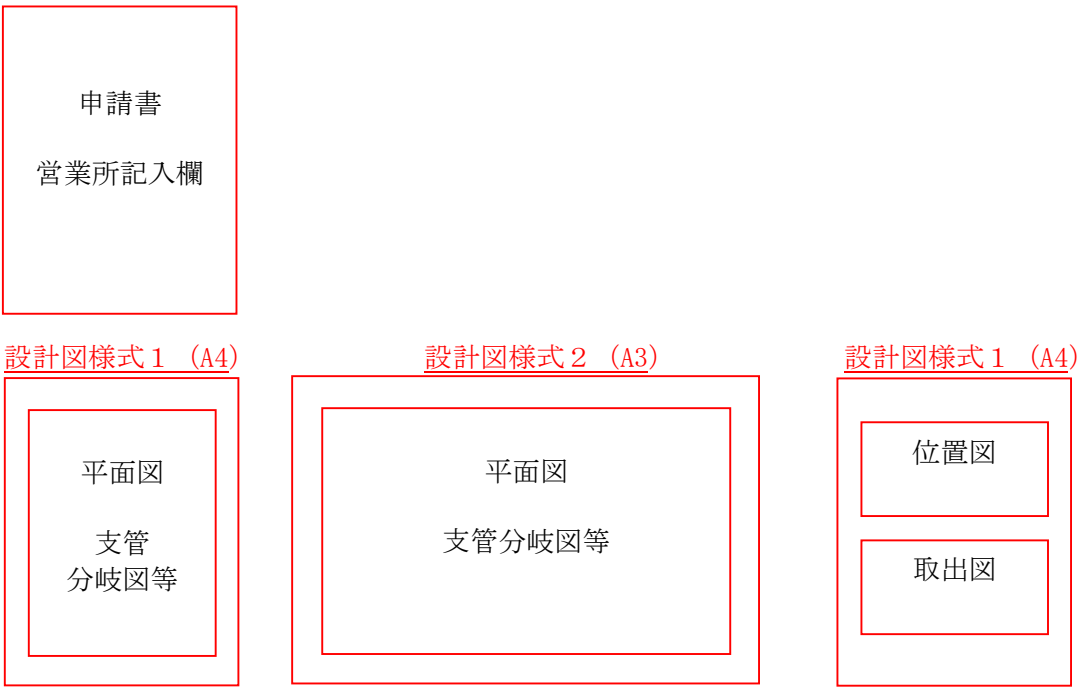
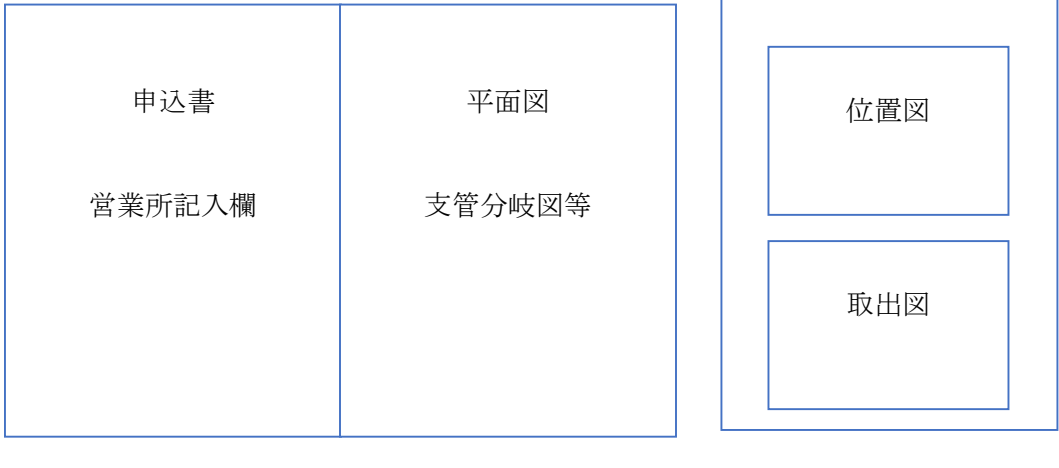
管網図	㉕	353637	案内図	㉕	P100- G -10
(方眼)					
㉖					
給水装置工事主任技術者			㉗	神奈川 県一郎	

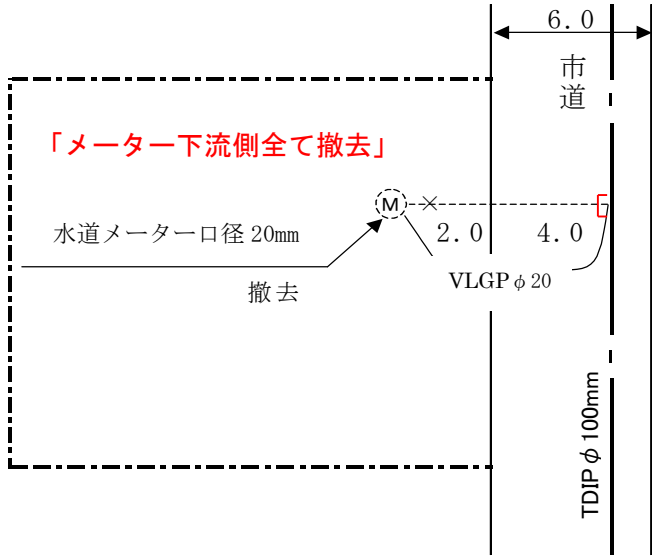
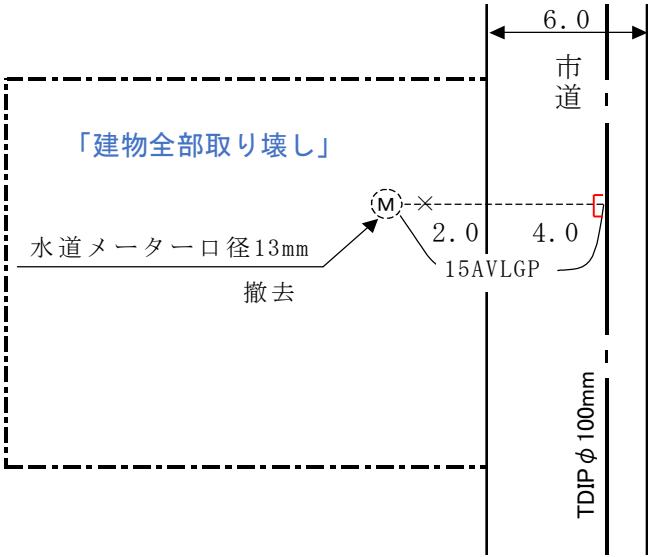
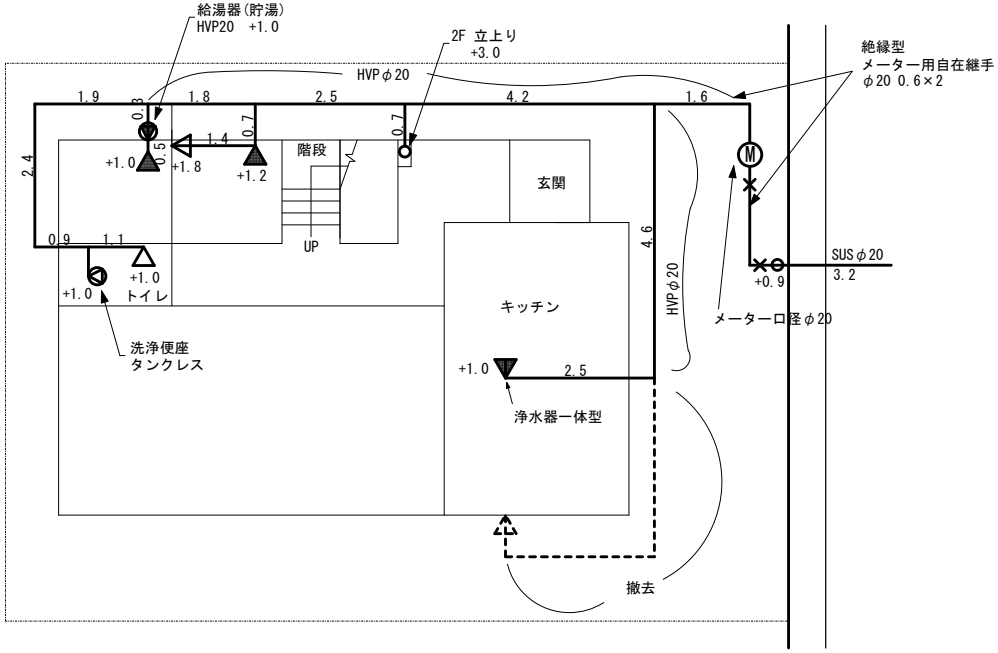
備考

新	旧	備考
<p>①について； 該当項目を○で囲むこと。 <u>②について； 申込者が記名すること。また、法人の場合は、社名及び代表者名を記名すること。なお、住所の記載にあつては、郵便番号を含め記入すること。</u> ③について； 指定給水装置工事事業者名及び代表者名を記名すること。 <u>なお、所在地の記載にあつては、郵便番号を含め記入すること。</u> <u>④について； 担当する主任技術者名を記入すること。この場合、当該給水装置工事の工種ごとに、複数の主任技術者を指名することができる。</u></p> <p>⑤から⑭まで略</p> <p><u>⑲について； 該当する納入通知書送付先を○で囲むこと。</u> <u>⑳について； 該当する諸費用を○で囲むこと。</u> ⑳について； ㊟、㊠、一時用または一時用㊡として使用する場合は、水道料金支払い者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。この場合、支払い者の了解を必ず得ること。また、㊟、㊠と同一目的の給水装置工事で、1回目工事と2回目工事の給水装置工事を異なる指定給水工事事業者が施行する場合は、1回目工事の申請書の料金徴収先欄に水道料金支払い者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。 ㊡について； その他管理者が必要とする事項を記入すること。 1 「一部施工」に伴う取出し箇所数（朱書き） 2 一時用又は一時用㊡として水道を使用する予定期間 3 加入金免除申請の理由等 4 「共同住宅等の給水事務取扱要綱」の適用を受け、親メーターを設置しない場合、仮想メーター口径を「手数料〇〇mm分」と記載する。 ㊢について； 当該給水装置工事の完成予定年月日を記入すること。完成予定年月日までに完成検査を受けられない場合は、その理由と完成予定年月日の変更を当該営業所に届け出ること。 ㊣について； <u>申請場所の管網図メッシュ番号等を記入すること。</u> ㊤について； <u>申請場所の住宅地図のページ及びメッシュ番号等を記入すること。</u> ㊦について； 4・2「<u>給水装置工事の設計図</u>」を参照すること。</p> <p>※一時用㊡については、⑦（<u>分岐地点年間最小動水圧</u>）、⑧（<u>給水階数</u>）、⑭（<u>事前協議書番号</u>）、⑰（<u>道路復旧施行者</u>）の記載を省略することができる。 以下 略</p>	<p>①について； 該当項目を○で囲むこと。 ②について； 申込者が委任する内容以外のものを抹消すること。 ③について； 申込者が記名すること。また、法人の場合は社名及び代表者名を記名すること。 ④について； 指定給水装置工事事業者名及び代表者名を記名すること。</p> <p>⑤から⑭まで略</p> <p>⑲について； ㊟、㊠、一時用または一時用㊡として使用する場合は、水道料金支払い者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。この場合、支払い者の了解を必ず得ること。また、㊟、㊠と同一目的の給水装置工事で、1回目工事と2回目工事の給水装置工事を異なる指定給水工事事業者が施行する場合は、1回目工事の申請書の料金徴収先欄に水道料金支払い者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。 ㊡について； その他管理者が必要とする事項を記入すること。 1 「一部施工」に伴う取出し箇所数（朱書き） 2 一時用又は一時用㊡として水道を使用する予定期間 3 加入金免除申請の理由等 4 「共同住宅等の給水事務取扱要綱」の適用を受け、親メーターを設置しない場合、仮想メーター口径を「手数料〇〇mm分」と記載する。 ㊢について； 当該給水装置工事の完成予定年月日を記入すること。完成予定年月日までに完成検査を受けられない場合は、その理由と完成予定年月日の変更を当該営業所に届け出ること。 ㊣について； <u>申請場所の管網図のページ及び住宅地図のページ並びにメッシュ番号等を記入すること。</u> ㊤について； <u>申請場所の管網図のページ及び住宅地図のページ並びにメッシュ番号等を記入すること。</u> ㊦ について； 4・2「<u>図面の作成</u>」を参照すること。 ㊧ について； 担当する主任技術者名を記入すること。この場合、当該給水装置工事の工種ごとに、複数の主任技術者を指名することができる。</p> <p>※一時用㊡については、⑦、⑧、⑭、⑰の記載を省略することができる。</p>	<p>・記載内容を見直した。</p> <p>・13号様式の改正に併せ、主任技術者の記入欄を削除した。</p>

新	旧	備考																				
<p>4・1・6 <u>その他必要な書類</u></p> <p>給水装置工事の申請は、次の書類等の該当するものを添付すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 申請書及び設計図写し</td> <td>2 確認済証写し等</td> </tr> <tr> <td>3 事前協議書写し</td> <td>4 開発許可書写し等</td> </tr> <tr> <td>5 道路占用掘削申請書写し</td> <td>6 河川等の許可申請書写し</td> </tr> <tr> <td>7 水理計算書等</td> <td>8 自己認証品の基準適合性証明書写し</td> </tr> <tr> <td>9 その他管理者が必要とする書類</td> <td></td> </tr> </table> <p>〔解説〕 1～6 (略)</p> <p>7について； 3階建て建物については、水理計算書の代わりに水理計算確認書を添付する。また、2階建て専用住宅及び共同住宅については、水理計算書及び水理計算確認書どちらの添付も不要とする。ただし、水利用条件等が特殊な場合は、営業所より提出を求めることがあるので、それに従うこと。直結増圧式給水の場合は、3・7「直結増圧式給水方式」によること。</p> <p>8について； 自己認証品の基準適合性証明書写しは、必ず主任技術者が内容を確認すること。写しの添付については、特殊器具のみ営業所の求めに応じて提出すること。</p> <p>9について； 申請内容や目的によって必要な書類を添付すること。<u>また、次の書類は、「4・1・5 記載の方法」⑩に該当するものを記入すること。</u></p> <p><u>(1)「様式-1」既設建物に関わる維持管理届</u> <u>(2)「様式-4」直結直圧式給水条件承諾書（新設・切替）</u> <u>(3)「様式-4の2」直結増圧式給水条件承諾書（新設・切替）</u> <u>(4)「様式-4の3」増圧給水設備の猶予条件承諾書（新設・切替）</u> <u>(5)「様式-4の4」水理計算確認書</u> <u>(6)「様式-5」誓約書</u> <u>(7)「様式-6」同意書</u> <u>(8)「様式-9」給水装置工事に伴う道路復旧工事施工条件承諾書</u> <u>(9)「様式-11」確約書</u> <u>(10)「様式-12」水道連結型スプリンクラー設備設置等に係る誓約書</u> <u>(11)水道利用加入金（減額・免除）申請書</u> <u>(12)その他</u></p> <p>次の書類は、「4・1・5 記載の方法」⑩に記入は不要とする。 ※その他料金等の手続きで必要となる書類 <u>(1)給水装置所有者変更届</u> <u>(2)給水目的変更届</u> <u>(3)使用（開始・休止・取替）票</u></p> <p>以下 (略)</p>	1 申請書及び設計図写し	2 確認済証写し等	3 事前協議書写し	4 開発許可書写し等	5 道路占用掘削申請書写し	6 河川等の許可申請書写し	7 水理計算書等	8 自己認証品の基準適合性証明書写し	9 その他管理者が必要とする書類		<p>4・1・5 <u>添付書類</u></p> <p>給水装置工事の申請は、次の書類等の該当するものを添付すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 申請書写し</td> <td>2 確認済証写し等</td> </tr> <tr> <td>3 事前協議書写し</td> <td>4 開発許可書写し等</td> </tr> <tr> <td>5 道路占用掘削申請書写し</td> <td>6 河川等の許可申請書写し</td> </tr> <tr> <td>7 誓約書</td> <td>8 水理計算書等</td> </tr> <tr> <td>9 自己認証品の基準適合性証明書写し</td> <td>10 その他管理者が必要とする書類</td> </tr> </table> <p>〔解説〕 1～6 (略)</p> <p>7について； 道路舗装先行等で、給水装置工事を一部施工する場合、誓約書（様式-5）を提出すること。</p> <p>8について； 3階建て建物については、水理計算書の代わりに水理計算確認書を添付する。また、2階建て専用住宅及び共同住宅については、水理計算書及び水理計算確認書どちらの添付も不要とする。ただし、水利用条件等が特殊な場合は、営業所より提出を求めることがあるので、それに従うこと。直結増圧式給水の場合は、3・7「直結増圧式給水方式」によること。</p> <p>9について； 自己認証品の基準適合性証明書写しは、必ず主任技術者が内容を確認すること。写しの添付については、特殊器具のみ営業所の求めに応じて提出すること。</p> <p>10について； 申請内容や目的によって必要な<u>関係書類</u>を添付すること。<u>書類については、以下のとおり。</u></p> <p>(1) 同意書 (2) 給水条件承諾書 (3) 給水装置工事に伴う道路復旧工事施工条件承諾書 (4) 既設建物に関わる維持管理届 (5) その他</p> <p>※その他料金等の手続きに提出を求める場合がある書類 (1) 給水目的変更届 (2) 水道利用加入金（減額・免除）申請書 (3) 給水装置所有者変更届</p>	1 申請書写し	2 確認済証写し等	3 事前協議書写し	4 開発許可書写し等	5 道路占用掘削申請書写し	6 河川等の許可申請書写し	7 誓約書	8 水理計算書等	9 自己認証品の基準適合性証明書写し	10 その他管理者が必要とする書類	
1 申請書及び設計図写し	2 確認済証写し等																					
3 事前協議書写し	4 開発許可書写し等																					
5 道路占用掘削申請書写し	6 河川等の許可申請書写し																					
7 水理計算書等	8 自己認証品の基準適合性証明書写し																					
9 その他管理者が必要とする書類																						
1 申請書写し	2 確認済証写し等																					
3 事前協議書写し	4 開発許可書写し等																					
5 道路占用掘削申請書写し	6 河川等の許可申請書写し																					
7 誓約書	8 水理計算書等																					
9 自己認証品の基準適合性証明書写し	10 その他管理者が必要とする書類																					

新	旧	備考
<p>4・1・7 施行承認及び承認後の手続き</p> <p>1 申込者は、<u>手数料、工事費（工事費予定額）及び水道利用加入金を管理者が発行した納入通知書等により期限内</u>に納入しなければならない。管理者が納金を確認したときに、施行を承認する。</p> <p>2 主任技術者は、<u>道路掘削を伴う</u>本管からの分岐<u>または撤去を</u>するときは、施行しようとする日の前営業日（原則として正午）までに<u>給水装置工事サポートシステムより連絡分岐工事の届出を行う</u>こと。</p> <p>3 工事事業者は、当該給水装置工事を担当する主任技術者に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。</p> <p>4 主任技術者は、給水装置工事の完成後ただちに、<u>給水装置工事サポートシステムより完成検査の予約を行う</u>こと。</p> <p>5 主任技術者は、給水装置工事の検査完了後に、申請書<u>及び設計図</u>の写し（竣工図に訂正したもの）を申込者に手渡すこと。</p> <p>6 工事事業者は、主任技術者に記録を作成させ、3年間保存すること。</p> <p>7 当該工事を担当する主任技術者は、申請書の整理番号を確認しておくこと。<u>また、当該工事申請から完成までの事務手続きの状況は、給水装置工事サポートシステムで確認すること。</u></p> <p>[解説] 1 (略) 2について； 主任技術者は、分岐予定を<u>営業所</u>と打ち合わせること。また、夜間工事等を行う場合は、<u>営業所と十分に協議すること（2・5「給水装置工事主任技術者の職務」参照）。</u> <u>なお、断水を伴う場合は、事前に工法及び日時を営業所と協議し、その指示によること。</u> 2及び4について； <u>給水装置工事サポートシステムの利用方法については、神奈川県営水道ホームページに掲載の「指定給水装置工事事業者用操作マニュアル」により確認すること。</u></p> <p>[解説] 5～6 (略)</p> <p>7について； 当該工事の<u>整理番号は、給水装置工事サポートシステムの利用時</u>に必要なとなる。 以下 (略)</p>	<p>4・1・6 施行承認及び承認後の手続き</p> <p>1 申込者は水道利用加入金、手数料、工事費予定額を管理者が発行した納入通知書等により、<u>その通知した日から 20 日以内に</u>納入しなければならない。管理者が納金を確認したときに、施行を承認する。</p> <p>2 主任技術者は、本管から分岐するときは、施行しようとする日の前営業日（原則として正午）までに<u>営業所に備えてある「連絡分岐工事受付簿」に記入</u>すること。</p> <p>3 工事事業者は、当該給水装置工事を担当する主任技術者に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。</p> <p>4 主任技術者は、給水装置工事の完成後ただちに、<u>営業所に備えてある「検査予定及び結果受付簿」に検査予定を記入</u>すること。</p> <p>5 主任技術者は、給水装置工事の検査完了後に、申請書の写し（竣工図に訂正したもの）を申込者に手渡すこと。</p> <p>6 工事事業者は、主任技術者に記録を作成させ、3年間保存すること。</p> <p>7 当該工事を担当する主任技術者は、申請書の整理番号を確認しておくこと。</p> <p>[解説] 1 (略) 2について； 主任技術者は、分岐予定を<u>管理者</u>と打ち合わせること。また、夜間工事等の特殊工事は十分に協議すること（2・5「給水装置工事主任技術者の職務」参照）。断水を伴う工法の場合は、少なくとも7営業日前までに管理者に連絡し、管理者の指示する断水工法を行うこと。</p> <p>[解説] 5～6 (略)</p> <p>7について； 当該工事<u>申請から完成までの事務手続きの状況を確認する場合において、営業所への問い合わせ</u>に必要なとなる。</p>	

新	旧	備考
<p>12 配置 原則として、次図のように配置する。</p> <p><u>第13号様式 (A4)</u></p>  <p>[解説]</p> <p><u>4について； 水道メーターより下流側の給水装置を全て撤去する場合は、「メーター下流側全て撤去」等と表示すること。水道メーターより上流側の撤去管は、管種、口径、延長等を図示すること。</u></p> <p>5について； 管種、口径等の表現例は、次のとおりである。<u>ただし、水道メーターより下流側の撤去管の管種・口径・延長は省略することができる。</u></p> <p><例> 口径(mm) 13 25 50 150 15A 80A 延長(m) 0.2 2.0 2.7 18.0 延長×口径 管種 10.0×50AVLGP、25.0×25VP</p> <p><u>7について； 水道メーターより下流側の撤去管の寸法は省略することができる。</u></p> <p>8について； 複写機を利用して位置図を作成する場合は、次によること。 <u>(1) 地形や文字がはっきりと読み取れること。</u> <u>(2) 主要目標物等が記入され、位置図のみで工事場所に到達できること。</u></p> <p><図面の作成例1～5> (略)</p>	<p>12 配置 原則として、次図のように配置する。</p> <p>(第13号様式) A3版 (左面)</p> <p>(右面)</p> <p>(継続用紙) A4版</p>  <p>[解説]</p> <p>5について； 管種、口径等の表現例は、次のとおりである。</p> <p><例> 口径(mm) 13 25 50 150 15A 80A 延長(m) 0.2 2.0 2.7 18.0 延長×口径 管種 10.0×50AVLGP、25.0×25VP</p> <p>8について； 複写機を利用して位置図を作成する場合は、次によること。 (1) 申込書に位置図を貼付しないこと。 (2) 地形や文字がはっきりと読み取れること。 (3) 主要目標物等が記入され、位置図のみで工事場所に到達できること。</p> <p><図面の作成例1～5> (略)</p>	

新	旧	備考
<p data-bbox="172 163 854 193"><図面作成例6 改造工事及び撤去工事における撤去管></p> <p data-bbox="587 199 985 228">図4-2-8 撤去管の記載方法</p> 	<p data-bbox="1448 163 2131 193"><図面作成例6 改造工事及び撤去工事における撤去管></p> <p data-bbox="1834 199 2231 228">図4-2-8 撤去管の記載方法</p> 	
<p data-bbox="216 766 1276 835">注1) 水道メーターより上流側の撤去管は、撤去の有無が判読できるように、管種、口径、延長等を図示すること。また、申込地の区画も図示すること。</p> <p data-bbox="216 835 1276 905">注2) 撤去工事で公道分を管理者が施行する場合、「局施行」と記入し、公道分の撤去管を黒色の実線で図示すること。</p>	<p data-bbox="1492 766 2510 835">注1) 水道メーターより下流側の撤去管の表示は、省略することができる。この場合「建物全部取り壊し」等と表示すること。</p> <p data-bbox="1492 835 2510 905">注2) 水道メーターより上流側の撤去管は、撤去の有無が判読できるように、管種、口径、延長等を図示すること。また、申込地の区画も図示すること。</p> <p data-bbox="1492 905 2525 974">注3) 撤去工事で公道分を管理者が施行する場合、「局施行」と記入し、公道分の撤去管を黒色の実線で図示すること。</p>	
<p data-bbox="276 1008 1118 1037">図4-2-9 メーター下流側の給水装置を一部撤去する場合の記載例</p>		
		
<p data-bbox="216 1684 1288 1753">注1) 水道メーターより下流側の給水装置を一部撤去する場合は、撤去管の管種、口径、延長及び寸法を省略することができる。</p>		
<p data-bbox="172 1753 320 1782">以下 (略)</p>		

新	旧	備考
<p>4・2・2 <u>設計図</u>の修正</p> <p><u>承認を受けた設計図</u>は、4・2・1「<u>設計図</u>の作成」に基づき、工事後の現場を忠実に書き表すこと。器具等の取付け位置、管種、管の延長等の訂正が生じた場合は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査申込みまでに営業所の確認、又は押印を受けること。 2 原則として、<u>承認を受けた設計図内</u>で訂正すること。 3 やむをえず<u>承認を受けた設計図</u>を全面的に訂正する場合は、下記事項に従い、新たな<u>設計図様式に記載し</u>、申請書に添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな<u>設計図</u>は貼り付けず、元の図面が判読できるようにとじこむこと。 (2) 新たな<u>設計図</u>には、営業所の押印を受けること。 4 検査申込み時までに住居表示が確定した場合は、装置場所欄に追記すること。 <p>なお、受水槽以下の図面修正にあたっては、3・8・5「<u>設計図</u>」を参照のこと。</p>	<p>4・2・2 図面の修正</p> <p><u>申請図面</u>は、<u>設計図面の記入方法</u>は4・2・1「<u>図面の作成</u>」に基づき、工事後の現場を忠実に書き表すこと。器具等の取付け位置、管種、管の延長等図面の訂正が生じた場合は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査申込みまでに営業所の確認、又は押印を受けること。 2 原則として、<u>申請書の図面内</u>で訂正すること。 3 やむをえず<u>申請書の図面</u>を全面的に訂正する場合は、下記事項に従い、<u>新たな図面を提出し</u>、申請書に添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな<u>図面</u>は貼り付けず、元の図面が判読できるようにとじこむこと。 (2) 新たな<u>図面</u>には、営業所の押印を受けること。 4 検査申込み時までに住居表示が確定した場合は、装置場所欄に追記すること。 <p>なお、受水槽以下の図面修正にあたっては、3・8・5「<u>申請図面</u>」を参照のこと。</p>	

第5章 給水装置工事の施工
5・1 給水管の分岐

1～6 (略)

7 穿孔は、内面塗膜面等に影響を与えないように行うこと。

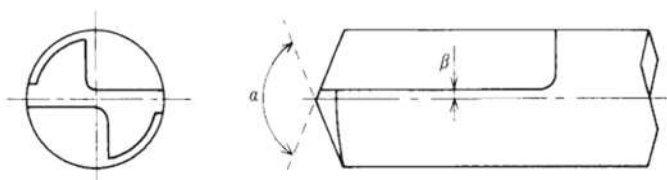
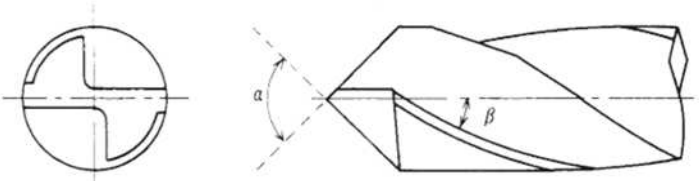
以下 (略)

[解説]

1～6まで (略)

7について；本管を穿孔する際は、その内面ライニング材の剥離や損傷に注意する。特に、磨耗したドリル及びカッターは使用しないこと。また、分水栓の穿孔については、表5-1-2のとおり内面ライニング材の仕様にに基づき、穿孔機用ドリルを使い分け、共用しないこと。

表5-1-2 穿孔機用ドリルの形状

モルタルライニング管	 <p>a : 先端角 118° β : ねじれ角 0°</p>	φ75mm以上の直管部で使用
内面エポキシ樹脂粉体塗装管	 <p>a : 先端角 90~100° β : ねじれ角 20~ 30°</p> <ul style="list-style-type: none"> 穿孔機は電動方式が望ましい。 穿孔機用ドリルは、図の様な先端角とねじれ角を<u>もっていること</u>。 	φ50mm (S50形)の直管部で使用

※内面の塗膜に応じた専用の穿孔用ドリルを使用しない場合、「塗膜の貫通不良」や「塗膜の欠け」などを生じる可能性がある。

以下 (略)

第5章 給水装置工事の施工
5・1 給水管の分岐

1～6 (略)

7 穿孔は、内面塗膜面等に影響を与えないように行うこと。

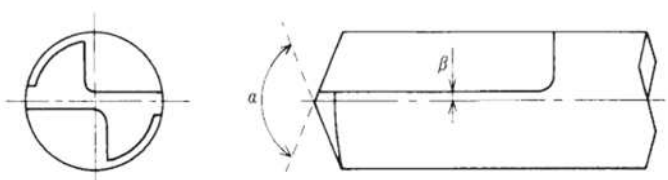
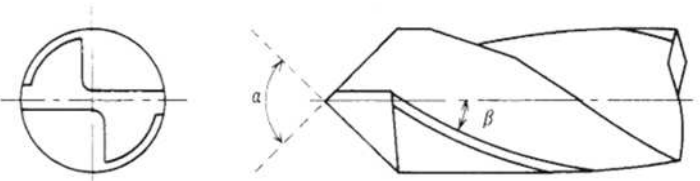
以下 (略)

[解説]

1～6まで (略)

7について；本管を穿孔する際は、その内面ライニング材の剥離や損傷に注意する。特に、磨耗したドリル及びカッターは使用しないこと。また、分水栓の穿孔については、表5-1-2のとおり内面ライニング材の仕様にに基づき、穿孔機用きりの形状を使い分けること。

表5-1-2 穿孔機用きりの形状

モルタルライニング用	 <p>a : 先端角 118° β : ねじれ角 0°</p>	φ75mm以上の直管部で使用
内面エポキシ樹脂粉体塗装用	 <p>a : 先端角 90~100° β : ねじれ角 20~ 30°</p> <ul style="list-style-type: none"> 穿孔機は電動方式が望ましい。 穿孔機用きりは、図の様な先端角とねじれ角を<u>もっていることが望ましい</u>。 	φ50mm (S50形)の直管部で使用

※内面の塗膜に応じた専用の穿孔用ドリルを使用しない場合、「塗膜の貫通不良」や「塗膜の欠け」などを生じる可能性がある。

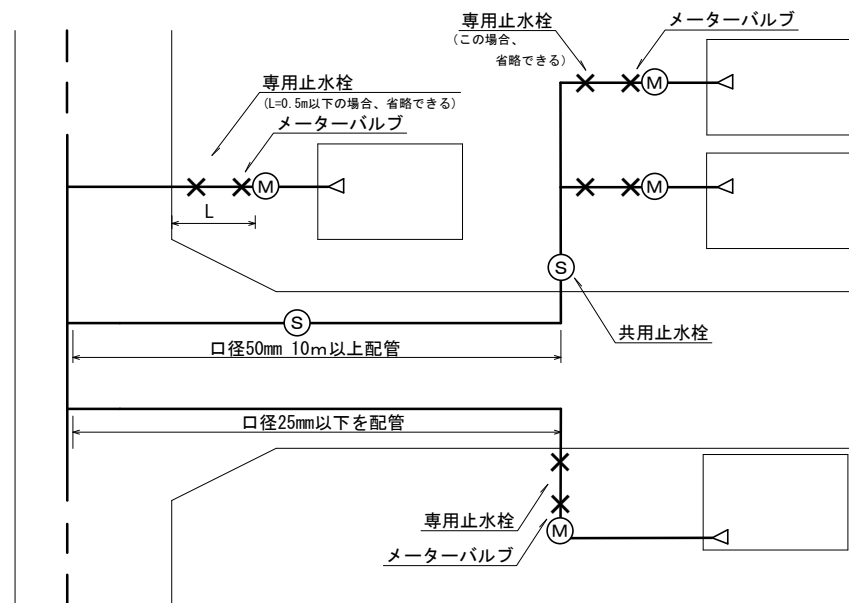
5・4 止水栓の設置

- 本管から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、次によるものとする。
 - 道路に設置する止水栓
 - 口径50mmの止水栓 (S50形を除く)
道路に縦断して10m以上配管する場合は、道路上で交差点を避けた場所に設置すること。ただし、水路河川の伏越又は横架する場合は、距離に関係なく埋設用青銅製仕切弁を道路側に設置すること。
 - 口径25mm以下の止水栓
口径25mm以下の止水栓は、布設延長が極端に長くなる場合等に限り、営業所と協議し設置すること。
 - 宅地内に設置する止水栓
 - 専用止水栓
道路境界付近の宅地内に設置すること。ただし、口径25mm以下で道路境界から水道メーターまでの管水平延長が0.5m以下である場合、もしくは共用止水栓を設置している場合は、メーターバルブを専用止水栓とすることができる。
 - 共用止水栓
2戸以上に給水する給水管には、道路境界付近の宅地内に設置すること。
- 止水栓は、維持管理上支障のないよう管理者が指定した筐類で保護すること。

[解説]

1について； 止水栓設置位置の例を、次の図に示す。止水栓は、給水の開始、休止及び給水装置の修理等で使用する器具であるため、取り扱いが容易な場所に設置すること。

図5-4-1 止水栓の設置位置例



以下 (略)

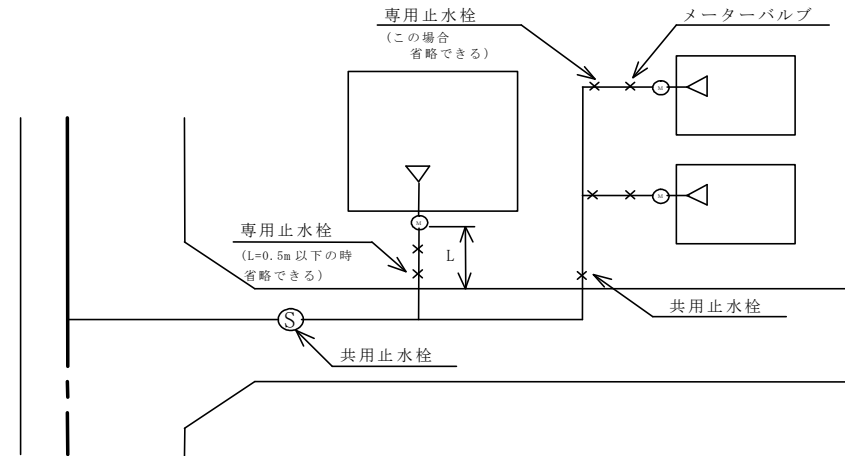
5・4 止水栓の設置

- 本管から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、次によるものとする。
 - 専用止水栓
道路境界付近の宅地内に設置すること。ただし、口径25mm以下で道路境界から水道メーターまでの管水平延長が0.5m以下である場合、もしくは宅地内に共用止水栓を設置している場合は、メーターバルブを専用止水栓とすることができる。
 - 共用止水栓
2戸以上に給水する給水管には、道路境界付近の宅地内に設置すること。又、道路に縦断して10m以上配管する場合は、道路上で交差点を避けた場所に設置すること。
 - 水路河川の伏越又は横架する場合は、距離に関係なく埋設用青銅製仕切弁を道路側に設置すること。
- 止水栓は、維持管理上支障のないよう管理者が指定した筐類で保護すること。

[解説]

1について； 止水栓設置位置の例を、次の図に示す。止水栓は、給水の開始、休止及び給水装置の修理等で使用する器具なので、取り扱いが容易な場所に設置すること。

図5-4-1 止水栓の設置位置



新	旧	備考
<p>5・8 許可及び保安設備 5・8・1～4 (略) 5・8・5 安全管理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。</div> <p>解説] 次の技術指針・基準等を参考にすること。 (1)「労働安全衛生規則」(労働省令第32号 昭和47年9月) (2)「土木工事安全施工技術指針」(建設省大臣官房技術調査室 平成5年5月改正) (3)「建設機械施工安全技術指針」(建設省建設経済局建設機械課長通知 平成6年11月) (4)「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建設省事務次官通達 平成5年1月) <u>※道路等を掘削する工事中に事故が発生したときは、速やかに所管する営業所へ報告すること。</u> 以下 (略)</p>	<p>5・8 許可及び保安設備 5・8・1～4 (略) 5・8・5 安全管理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。</div> <p>解説] 次の技術指針・基準等を参考にすること。 (1)「労働安全衛生規則」(労働省令第32号 昭和47年9月) (2)「土木工事安全施工技術指針」(建設省大臣官房技術調査室 平成5年5月改正) (3)「建設機械施工安全技術指針」(建設省建設経済局建設機械課長通知 平成6年11月) (4)「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建設省事務次官通達 平成5年1月)</p>	

新	旧	備考
<p>第6章 検査</p> <p>6・1 主任技術者の検査・確認事項</p> <p>主任技術者は、給水装置工事の完成後、管理者による検査を受ける前に次のとおり検査及び確認を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書及び設計書と完成した現場に差異が無いことを確認すること。併せて、第5章「給水装置工事の施工」に基づき施工していること、水道法施行令による構造及び材質基準を満たしていることを確認すること。 2 給水装置の使用開始前までに管内を洗浄し、通水試験、水圧試験（水道メーター上流側及び下流側給水栓まで）及び水質検査（消毒の残留効果測定等）を行うこと。 3 受水槽等は、吐水口空間等が申請書及び設計書に記載のとおりであることを確認すること。また、設置完了後十分清掃し、24時間満水状態を保持して漏水検査を行うこと。 4 施行ラベルにより、工事事業者及び完成日等を明示すること。施行ラベルは、申込者または使用者が見やすい場所に貼付けるか、配布すること。 <p>[解説]</p> <p>1 について； （略）</p> <p>2 について； 中略</p> <p>水質検査では、各水栓から採水した水の消毒の残留効果（遊離残留塩素0.1mg/l以上）があることを確認しなければならない。所定の消毒の残留効果が認められない場合は、水栓から水を出し続け管内の滞留水を排除した上で再度確認すること。</p> <p>その他、臭気、味、色、濁りにについても、観察により異常がないことを確認しなければならない。</p> <p>以下（略）</p> <p>6・2 管理者の検査</p> <p>中略</p> <p>（6）水質検査</p> <p>消毒の残留効果（遊離残留塩素 0.1mg/l 以上）を確認し、臭気、味、色、濁りに異常がないか検査する。</p> <p>6・3 工事写真</p> <p>主任技術者は、配管等の施工状況及び道路部分の施工前、施工中、施工後の状況が確認できる写真を撮影し、検査を受ける3営業日前までに提出しなければならない。</p> <p>なお、施工箇所が宅地内のみの給水装置工事に限り、検査立会い時までに工事写真を提出することができる。ただし、私道を含む道路部分及び管理者が必要と認める箇所を除く。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第6章 検査</p> <p>6・1 主任技術者の検査・確認事項</p> <p>主任技術者は、給水装置工事の完成後、管理者による検査を受ける前に次のとおり検査及び確認を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書と完成した現場に差異が無いことを確認すること。併せて、第5章「給水装置工事の施工」に基づき施工していること、水道法施行令による構造及び材質基準を満たしていることを確認すること。 2 給水装置の使用開始前までに管内を洗浄し、通水試験、水圧試験（水道メーター上流側及び下流側給水栓まで）及び水質検査（残留塩素測定等）を行うこと。 3 受水槽等は、吐水口空間等が申請書に記載のとおりであることを確認すること。また、設置完了後十分清掃し、24時間満水状態を保持して漏水検査を行うこと。 4 施行ラベルにより、工事事業者及び完成日等を明示すること。施行ラベルは、申込者または使用者が見やすい場所に貼付けるか、配布すること。 <p>[解説]</p> <p>1 について； （略）</p> <p>2 について； 中略</p> <p>水質検査では、各水栓から採水した水の残留塩素が 0.1mg/l 以上であることを確認しなければならない。所定の残留塩素が検出されない場合は、水栓から水を出し続け管内の滞留水を排除した上で再度検査すること。</p> <p>その他、臭気、味、色、濁りにについても、観察により異常がないことを確認しなければならない。</p> <p>6・2 管理者の検査</p> <p>中略</p> <p>（6）水質検査</p> <p>残留塩素が 0.1mg/l 以上あり、臭気、味、色、濁りに異常がないか検査する。</p> <p>6・3 工事写真</p> <p>主任技術者は、配管等の施工状況及び道路部分の施工前、施工中、施工後の状況が確認できる写真を撮影し、検査申込み時に提出しなければならない。</p>	

新

旧

備考

設計図様式集

新	旧	備考								
<p data-bbox="172 163 652 199"><u>設計図様式1 日本産業規格 A4 縦</u></p> <p data-bbox="252 226 391 254">(設計図様式1)</p> <table border="1" data-bbox="252 254 1270 1913"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 254 332 300">管網図</th> <th data-bbox="332 254 715 300"></th> <th data-bbox="715 254 804 300">案内図</th> <th data-bbox="804 254 1270 300"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="252 300 1270 1913" style="text-align: center;">(方眼)</td> </tr> </tbody> </table>	管網図		案内図		(方眼)					
管網図		案内図								
(方眼)										

新

旧

備考

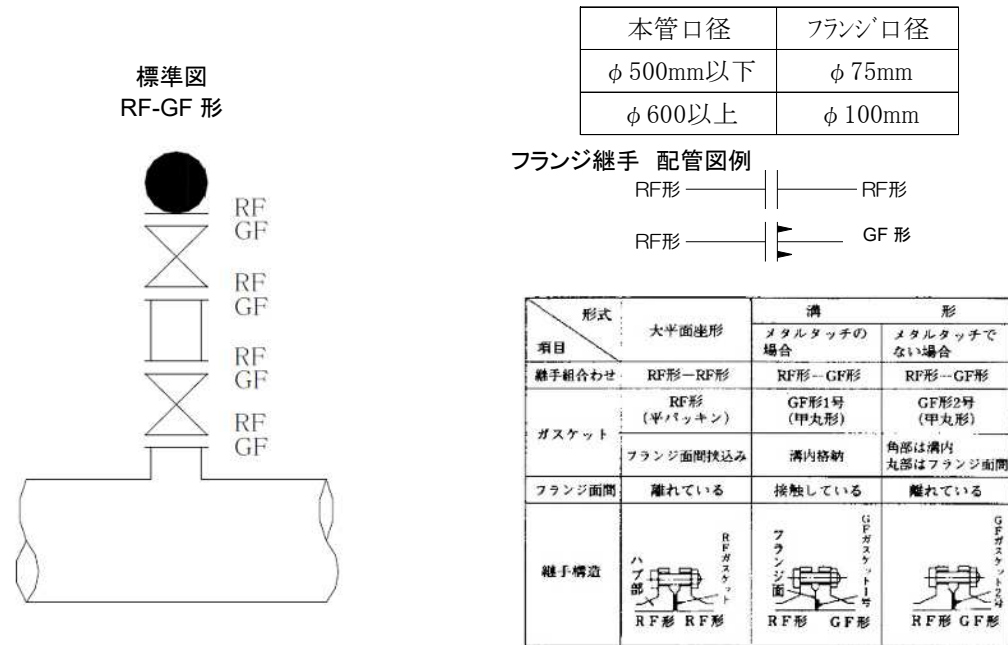
設計図様式2 日本産業規格 A3 横

(設計図様式2)

(方眼)

参考資料4の1 口径75mm以上の配管について

- 1 (略)
- 2・1～6 (略)
- 2・7 消火栓
 - (1)～(5) (略)
 - (6) フランジ口径及び形式は、次のとおり「RF-GF形・GF形1号(メタルタッチ)」を標準とし、接合部には緩み防止ナットを使用する。



- (7) 立ち上がり部におけるフランジ接合部の補強は、口径φ450mm以上の管路、送水機能のみ有する管路及び上述した管路から分岐した第1バルブまでの間にある消火栓等の立ち上がり部のみ行う。
 - ・補強を行う場合は、フランジ付T字管部等のフランジと補修弁との接合部はフランジ固定金具(補修弁用)を使用する。
 - なお、使用に関しては、製品の適合性に留意する。

(8) 配水管の水質保持のため、管内の夾雑物などを管底部より効率的に管外へ排出する設備として、必要に応じてうず巻式等のT字管と消火栓を用いることとする。(浅層埋設時は放水口の深さに留意すること)

以下 (略)

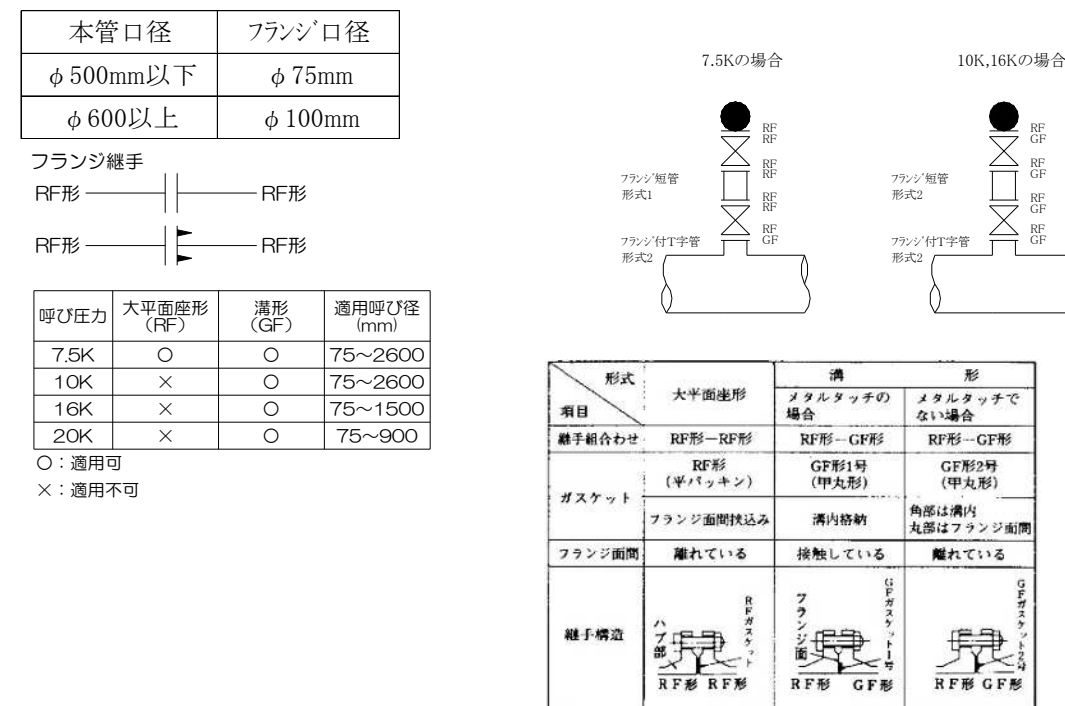
- 2・8 空気弁
 - (1)～(6) (略)

(7) フランジ口径、接合形式及び接合部の補強方法等は、2・7消火栓(6)～(8)を参照。

以下 (略)

参考資料4 口径75mm以上の配管について

- 1 (略)
- 2・1～6 (略)
- 2・7 消火栓
 - (1)～(5) (略)
 - (6) フランジ口径及び形式は、つぎのとおりとする。



- (7) 配水管の水質保持のため、管内の夾雑物などを管底部より効率的に管外へ排出する設備として、必要に応じてうず巻式等のT字管と消火栓を用いることとする。(浅層埋設時は放水口の深さに留意すること)
- ~~(8) フランジ付T字管部等のフランジと補修弁との接合部は、原則として金具等により補強を行うこととし、補修弁についてはH=150mm以上を標準とする。~~
 - なお、使用に関しては、製品の適合性に留意すること。

- 2・8 空気弁
 - (1)～(6) (略)

~~(7) フランジ付T字管部等のフランジと補修弁との接合部は、原則として金具等により補強を行うこととし、補修弁についてはH=150mm以上を標準とする。~~

- なお、使用に関しては、製品の適合性に留意すること。

(8) フランジ口径及び形式は、2・7消火栓(6)を参照

新	旧	備考
<p>2・9 給水口付空気弁 (1)～(2) (略) (3) <u>フランジ口径、接合形式及び接合部の補強方法等は、2・7消火栓(6)～(8)を参照。</u> (4) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>2・9 給水口付空気弁 (1)～(2) (略) (3) フランジ口径及び形式は、2・7消火栓(6)を参照。 (4) (略) (5) フランジ付T字管部等のフランジと補修弁との接合部は、原則として金具等により補強を行うこととし、補修弁についてはH=150mm以上を標準とする。 なお、使用に関しては、製品の適合性に留意すること。</p>	

参考資料4の2
S50形ダクタイトイル鑄鉄管の配管について

1 管種の選定

(1) 管種は「水道工事標準仕様書 第2章 第3節 水道用材料」に記載している規格又は管理者が型式承認したものを使用する。

表1 S50形直管、異形管の仕様

種類	規格	管径	摘要
水道用S50形ダクタイトイル鑄鉄管	JDPA G 1052	呼び径 50mm	直管、異形管

(直管)

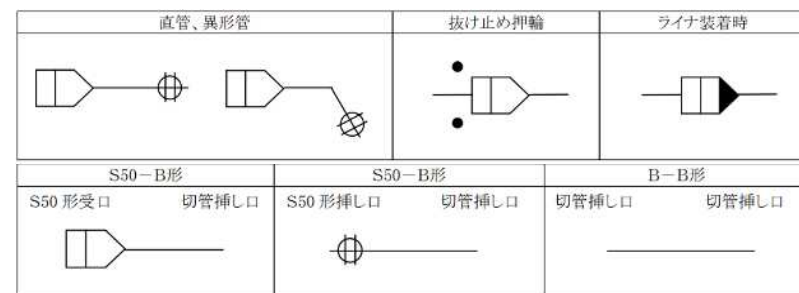
呼び径 (mm)	外径 (mm)	管厚 (mm)	内面塗装	外面塗装
50	68.0	S種管	S種管	JDPA G 1052 (S50形ダクタイトイル鑄鉄管外面耐食塗装)
		JWWA G 112 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)		

(異形管)

呼び径 (mm)	管厚 (mm)	内面塗装	外面塗装
50	6.0	JWWA G 112 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JDPA G 1052 (S50形ダクタイトイル鑄鉄管外面耐食塗装)

(2) 配管図の継手形状は、日本ダクタイトイル鉄管協会発行の「S50形ダクタイトイル鉄管管路の設計」(JDPA T 59)に記載されている継手記号とすること。

表2 S50形の配管記号



(3) 水管橋、橋梁添架等で布設する場合は、営業所と協議しステンレス鋼管を使用することができる。

2 管路設計

2・1 現地調査

工事現場及び工事現場に近接した地域にある埋設物について、その埋設物の位置、規格、構造及び老朽度を調査し、その結果及びその埋設物の保安に必要な措置をあらかじめ埋設物の所有者及び関係機関と協議、確認する。

参考資料5 仕様書関係
 5・1～3 (略)

5・4 S50形ダクタイトイル鑄鉄管の施工について

1 適用範囲

給水装置工事においてS50形ダクタイトイル鑄鉄管(以下「S50形」という。)を使用する工事に適用する。

2 定義

S50形とは、日本ダクタイトイル鉄管協会規格(JDPA G 1052)のことをいい、以下に仕様を示す。

(直管)

呼び径 (mm)	外径 (mm)	管厚 (mm)	内面塗装	外面塗装
50	68.0	S種管	S種管	JDPA G 1052 (S50形ダクタイトイル鑄鉄管外面耐食塗装)
		JWWA G 112 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)		

(異形管)

呼び径 (mm)	管厚 (mm)	内面塗装	外面塗装
50	6.0	JWWA G 112 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JDPA G 1052 (S50形ダクタイトイル鑄鉄管外面耐食塗装)

3 接合作業者等

- (1) 本工事において、S50形の接合作業に従事する作業員(以下、「接合作業者」という。)は、水道工事標準仕様書に定める耐震管接合作業者の資格を有する者とする。
 - (2) 給水装置工事主任技術者は、接合作業者に施工前に材料メーカーの技術指導を受けさせ、適正な施工と品質の確保に努めること。
- ただし、これまでに施工実績がある場合は省略することができる。

4 接合方法等


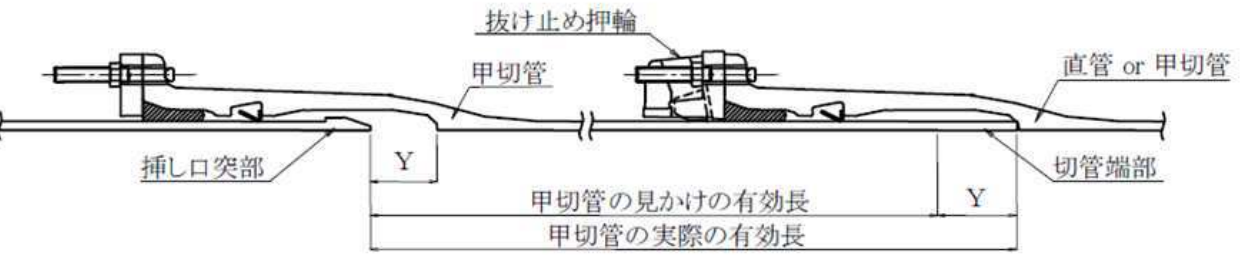
- (1) S50形の接合については、日本ダクタイトイル鉄管協会が発行する「S50形ダクタイトイル鉄管接合要領書」(JDPA W 18)に基づくものとする。
- (2) 全接合箇所は、「S50形ダクタイトイル鉄管接合要領書」に従い、チェックシートを使用して接合状態を管理し、検査時に提出すること。

5 ポリエチレンスリーブ被覆

JDPA G 1052に定めるポリエチレンスリーブによる被覆を行うこと。

6 明示シート敷設

敷設するシートは、幅40cmのものを使用すること。

新	旧	備考
<p>2・2 土質調査 配水管等を布設する場合、土質及び地下水位の深浅は、掘削方法、土留工法等の決定に際し、最も重要であるため、十分調査する。なお、調査にあたっては、他企業者の工事データ、表層地質図、かながわ地質情報MAP（神奈川県都市整備技術センター）等を参考にして、設計する。</p> <p>2・3 埋設深さ 公道又は道路として使用される可能性のある用地内に布設する土被りは、浅層埋設0.7m以上とする。ただし、道路管理者の占用掘削許可条件又は協定等に基づき土被りが決定する場合は、それに従う。さらに、埋設管の付属物等により土被りを決定する。</p> <p>2・4 配管の設計 S50形は、継手部の可とう性によって、地盤変動等に追従することから、この継手の機能を十分に生かすことが重要であり、耐震性能を十分発揮できる設計とすること。</p> <p>(1) 基本事項及び設計手順</p> <p>ア 占用位置の決定にあたっては、道路管理者と十分協議するとともに、既設占用物との離隔を0.3m以上確保すること。</p> <p>イ 2・1現地調査の結果をもとに、第一に弁栓類や異形管の設置箇所及び連絡箇所を検討する。</p> <p>ウ 計画線の検討は、曲管の使用を最小限に留める直線的で、伸縮可とう性をもった配管とし、鋭角な曲げ配管は極力避けること。</p> <p>エ 設計管割は、弁栓類及び異形管部等の拘束長を精査し、拘束長内の配管には、ライナを配置し、確実に一体化する。</p> <p>オ フランジ継手は、原則として使用しないこと。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>ア 管路設計は、継続して工事を容易とする予定取出や、充水・断水作業も考慮した弁栓類を設置する等、管網全体を総合的に判断し設計すること。</p> <p>イ 管路の延長については、有効長(L)のなかに受け口内の入り込み量となる標準胴付け寸法(Y)が含まれている(図1-1)。また、ライナの使用時には、ライナによる伸び量を加算すること。</p> <p style="text-align: center;">図1-1 S50形の有効長</p>  <p>また、S50形の挿し口突起のない切管端部に直管の受け口を接合する場合、直管の受け口部の有効長として見込んでいる標準胴付け寸法(Y寸法)部分まで切管を挿入する(図1-2)ため、現場では寸法(見かけ有効長)に45mmを加算して切断すること。</p> <p style="text-align: center;">図1-2 挿し口突起のない切管の有効長</p>  <p>ウ 切管時の接合方法について、挿し口突起のない切管端部を受口へ接合する場合、抜け止め押輪を使用すること。</p>	<p>7 サドル付分水栓の穿孔ドリルは、粉体管専用の穿孔ドリル（先端角度が90～100°、ねじれ角度が20～30°）を原則使用すること</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 給水装置工事の図面の作成にあたり使用する配管図の継手形状は、日本ダクタイル鉄管協会発行の「S50形ダクタイル鉄管管路の設計」(JDPA T-59)に記載されている継手記号とすること。</p> <p>(2) 本仕様書に記載している日本ダクタイル鉄管協会発行の技術資料及び接合要領書は、 「URL: http://www.jdpa.gr.jp/download.html#gizyutu」 から最新版を入手し、これに従うこと。</p> <p>(3) 本仕様書に定めのない事項については、水道工事標準仕様書によること。</p> <p>(4) その他、必要に応じて営業所と協議すること。</p>	

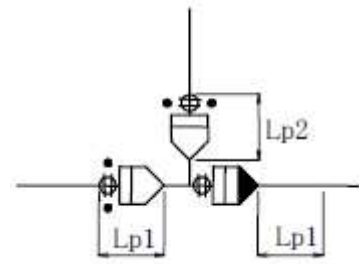
新	旧	備考										
<p><u>2・5 排水設備の設置</u> 排水設備は、原則不要とする。ただし、布設延長が極端に長くなる等の場合は、営業所と協議の上、設置すること。</p> <p><u>2・6 管連絡工</u> 管連絡工は、原則として不断水式取出として、フランジレス割T字管を使用する。また、铸铁管を除く既設管（φ50mm以下）との連絡は、営業所と協議すること。</p> <p><u>2・7 異形管防護工</u> 曲管、T字管、片落管等の異形管は、水平、鉛直ともに管内の水圧による不平均力を受けるが、不平均力の大きさは、水圧、管径及び角度が大きいほど大きくなる。この不平均力の作用によって異形管が外側へ押し出され、継手が離脱するおそれがあるので、異形管を防護する必要がある。異形管防護にあたっては、つぎのことに留意する。「水道施設設計指針」参照。 <u>(1) 管路設計では、できる限り水平、鉛直共に45°を超える急激な屈曲を避け、不平均力による継手の抜け出し力及び地震時の軸力方向応力による管体の座屈等に対し配慮する。</u> <u>(2) 管内水圧は、安全性を考慮して最大静水圧に水撃圧を加えたものとする。</u> <u>(3) S50形の異形管防護は、原則として、抜け止め押輪を用いる。</u> <u>(4) 水管橋の端部、急傾斜地の布設、その他特殊な箇所は、コンクリートブロックによる異形管防護を行う。</u></p> <p><u>【一体化長さ早見表】</u> S50形の曲管部およびT字管部に適用できる一体化長さを以下に示す。 <u>ア 適用条件</u> 表3にS50形の曲管部およびT字管部の一体化長さを適用できる管路の条件を示す。これらの一つでも満足しない場合はここに示す一体化長さを適用できないため、別途計算式により算出する（JCPA T 35 参照）。 <u>表3 適用管路の条件</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1094 1255 1274"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼び径</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>設計水圧¹⁾</td> <td>1.3MPa以下</td> </tr> <tr> <td>土被り</td> <td>0.7m以上</td> </tr> <tr> <td>埋め戻し条件</td> <td>一般的な埋め戻し土²⁾でN値5程度以上の締固めによる</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注1) 設計水圧は、静水圧と水撃圧を加えたものとする。</u> <u>注2) 一般的な埋め戻し土とは、①原則として塩分の少ない良質の砂あるいは良質土。</u> <u>②掘削土を埋め戻し土に使用する場合は、良質土であることと、粘土塊や転石、木根など異物を除去したもの。</u></p> <p><u>【適用する水圧について】</u> 異形管防護に使用する設計水圧は、1.3MPaとする。 異形管防護に使用する設計水圧は、安全性を考慮して最大静水圧(0.74MPa)に水撃圧(0.55MPa)を加えたものとする。 0.74+0.55=1.29MPa→1.3MPaを使用</p> <p><u>イ 一体化長さ</u> 以下の条件で計算した一体化長さを早見表で示す。なお、一体化長さに異形管の長さは、含めないものとする。</p> <p><u>計算条件他</u> <u>ア 土の単位体積重量 $\gamma = 16\text{kN/m}^3$</u> <u>イ 管と土との摩擦係数 $\mu = 0.3$ (ポリエチレンスリーブあり)</u> <u>ウ 地盤反力係数 $k = 3000\text{kN/m}^3$</u></p>	項目	内容	呼び径	50	設計水圧 ¹⁾	1.3MPa以下	土被り	0.7m以上	埋め戻し条件	一般的な埋め戻し土 ²⁾ でN値5程度以上の締固めによる		
項目	内容											
呼び径	50											
設計水圧 ¹⁾	1.3MPa以下											
土被り	0.7m以上											
埋め戻し条件	一般的な埋め戻し土 ²⁾ でN値5程度以上の締固めによる											

新

旧

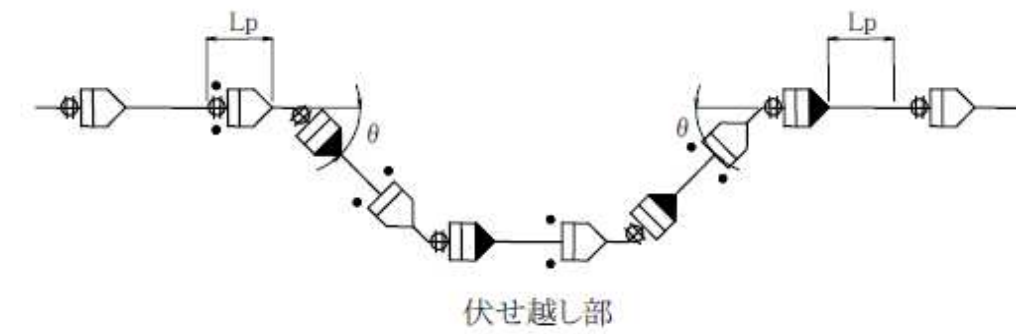
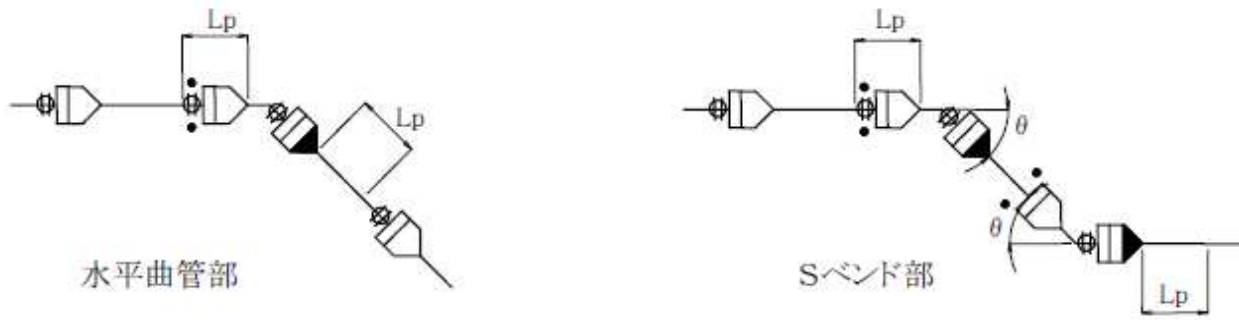
備考

図2 水平T字部の一体化長さ



呼び径		単位 m	
		土被り h=0.6m以上 水圧 (MPa)	
		1.3	
本管	枝管	Lp1	Lp2
50~250	50	1	1

図3 水平曲管部、Sベンド部、伏せ越し部の一体化長さ



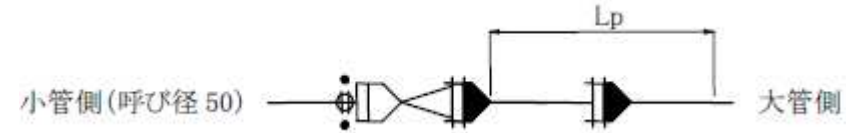
曲管角度	呼び径	単位 m	
		土被り h=0.6m以上 水圧 (MPa)	
		1.3	
		Lp	
45° を越え90° 以下	50	1	
22.5° を越え45° 以下		1	
22.5° 以下		1	

新

旧

備考

図4 片落管部の一体化長さ



単位 m

呼び径		土被りh=0.6m 水圧 (MPa)	土被りh=0.8m 水圧 (MPa)	土被りh=1.0m 水圧 (MPa)	土被りh=1.2m 水圧 (MPa)	土被りh=1.4m 水圧 (MPa)
		1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
大管	小管	Lp	Lp	Lp	Lp	Lp
75	50	6	4.5	3.5	3	3

図5 管端部および仕切弁部の一体化長さ

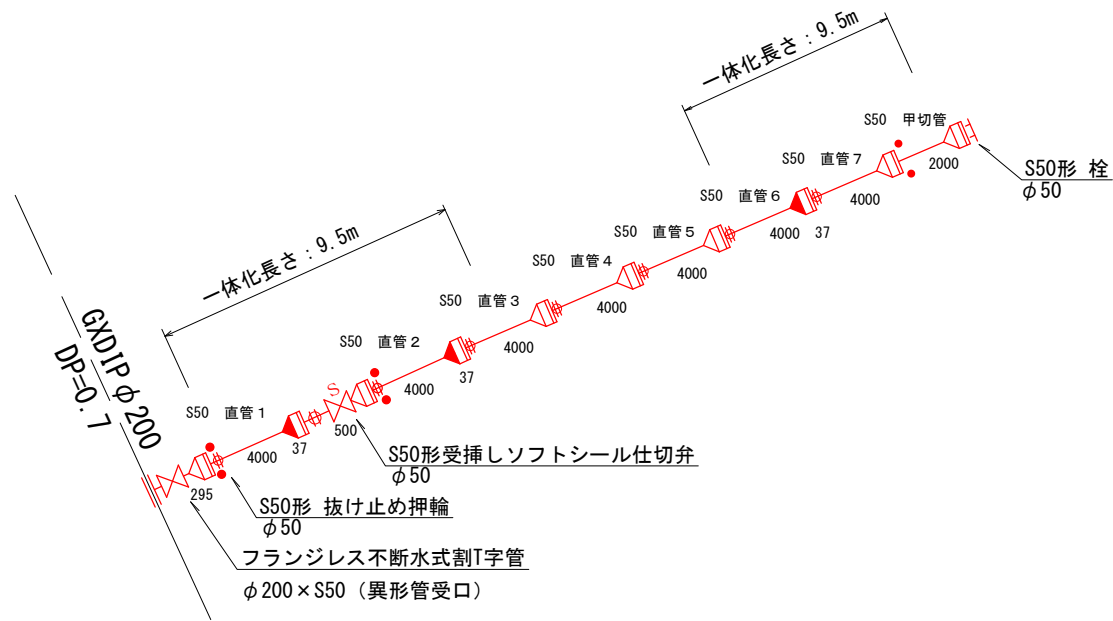


単位 m

呼び径		土被りh=0.6m 水圧 (MPa)	土被りh=0.8m 水圧 (MPa)	土被りh=1.0m 水圧 (MPa)	土被りh=1.2m 水圧 (MPa)	土被りh=1.4m 水圧 (MPa)
		1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
		Lp	Lp	Lp	Lp	Lp
50		9.5	7.5	6	5	4.5

ウ S50形の配管例

図6 配管例 (DP0.7)

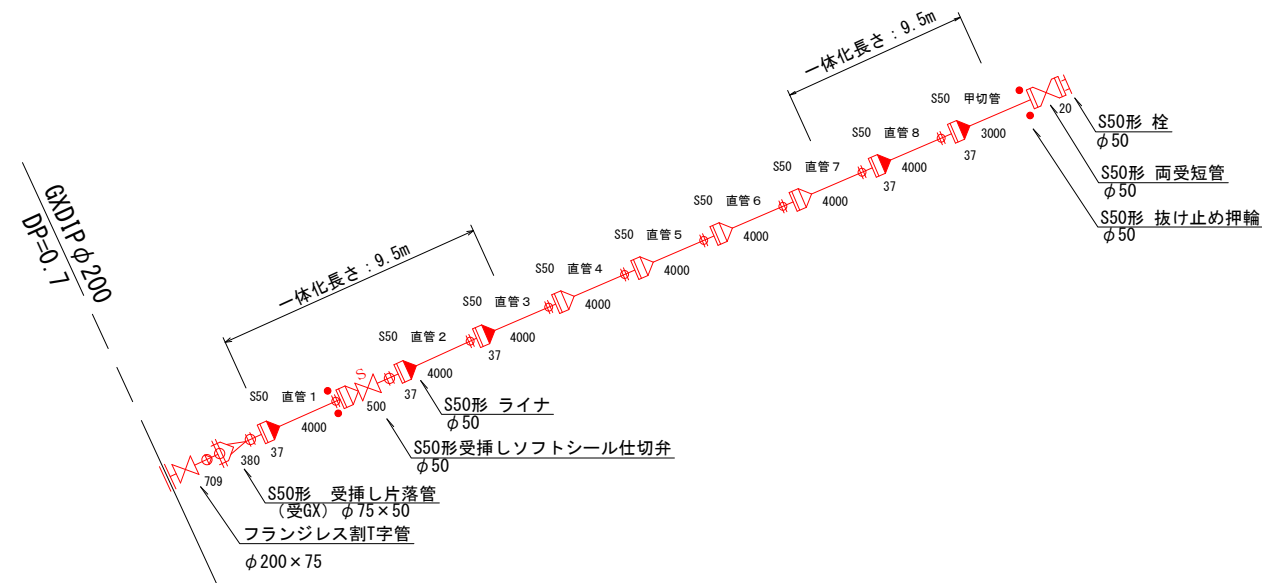


新

旧

備考

図7 配管例（口径 75mm から S 50 形を配管）



3 管路の施工

管路設計に対し、現場における施工不良が原因で通水の阻害や漏水、その他不測の事故により、衛生上の弊害を生じることとなるため、給水装置工事設計施行基準・解説及び水道工事標準仕様書に従い、適切な施工を行うこと。

3・1 基本事項

- (1) S 50 形の接合作業に従事する作業者（以下、「接合作業者」という。）は、水道工事標準仕様書に定める耐震管接合作業者の資格を有する者とする。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、接合作業者に施工前に材料メーカーの技術指導を受けさせ、適正な施工と品質の確保に努めること。ただし、これまでに施工実績がある場合は省略することができる。
- (3) S 50 形の接合については、日本ダクタイル鉄管協会が発行する「S 50 形ダクタイル鉄管接合要領書」（JDPA W 18）に基づくものとする。

3・2 ポリエチレンスリーブ被覆

給水装置工事設計施行基準・解説 5・3 給水管の明示のとおり施工すること。

3・3 明示シート敷設

給水装置工事設計施行基準・解説 5・3 給水管の明示のとおり施工すること。

3・4 穿孔機用ドリル

給水装置工事設計施行基準・解説 5・1 給水管の分岐のとおり施工すること。

3・5 材料検査

材料検査は、工事着手前に営業所の立会いにより行うこと。ただし、規格品の適合、数量等が納品書並びに写真により確認できる場合は、立会いを省略することができる。

3・6 チェックシート

接合は、全ての継手接合箇所において「S 50 形ダクタイル鉄管 接合要領書」に従い、チェックシートを使用して接合状態を管理すること。
チェックシートは、当該給水装置工事の検査を受ける 3 営業日前までに提出すること。

新	旧	備考
<p><u>3・7 管路水圧試験</u> <u>管路水圧試験は、充水完了後に仕切弁を全閉し、現地水圧により 15 分間の水圧試験を行い、漏水による圧力低下がないことを確認すること。なお、排水設備を設けない場合は、試験のため 1 箇所の分岐を認める。この場合、より管末に近い取出し箇所を選定する。</u> <u>試験結果は、写真により管理するものとし、次に掲げる項目について、試験後速やかに営業所の確認を受けること。</u> <u>(1) 試験年月日</u> <u>(2) 開始及び終了時刻 (時分)</u> <u>(3) 試験水圧</u> <u>(4) 15 分後の水圧</u> <u>(5) 水圧試験実施箇所</u></p> <p><u>4 その他</u> <u>(1) 記載した日本ダクトイル鉄管協会発行の技術資料及び接合要領書等は、日本ダクトイル鉄管協会のホームページから最新版を入手し、これに従うこと。</u> <u>(2) 記載した事項等に定めのないものは、給水装置工事設計施行基準・解説及び水道工事標準仕様書によること。</u> <u>(3) その他、必要に応じて営業所と協議すること。</u></p>		